

令和6年度 第3回東串良町地域公共活性化協議会 会議録

1. 日 時 令和7年2月4日（木）13時30分～

2. 会 場 東串良町役場 防災庁舎2階 対策本部室

3. 出席委員

会 長 大園 保広（東串良町 副町長）
副会長 宮脇 利廣（K・T交通有限会社 代表取締役）
委 員 野口 幸司郎（公募町民）
委 員 内門 三男（公募町民）
委 員 鳩野 浩一郎（公益社団法人鹿児島県バス協会 専務理事）
委 員 山口 俊則（一般社団法人鹿児島県タクシー協会 専務理事）
委 員 榎 登志幸（国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局 首席運輸企画専門官）
委 員 谷口 誠一（国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局 首席運輸企画専門官）
委 員 有蘭 諒（鹿児島県総合政策部交通政策課 陸上交通係）（末永氏代理出席）
以上9名
事務局3名

4. 会次第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 協議
 - (1) 前回協議会のふりかえり 【資料1】
 - (2) 東串良町地域公共交通計画（素案）について 【資料2】
 - (3) その他 【資料3】
- 4 その他
- 5 閉会

5. 会議経過

●事務局による説明

- 3 協議
- (1) 前回協議会のふりかえり

●委託業者による説明

- (2) 東串良町地域公共交通計画（素案）について

●質疑等

【委員】

資料を拝見させていただきまして、形をきちっと整えていただいていると思います。まず一つがですね、資料の中で1ページ目。資料の5番のところの計画の対象についてですが、こちらの項目をまず「対象」というタイトルで入れられた理由がもしあれば教えてください。「本計画では以下を公共交通と位置付けます」として、路線バス、一般乗用タクシー、バス廃止路線代替タクシー運行事業、この3つを書かれていますけれども、逆に言うとこれ以外は公共交通として、この地域公共交通との関連性はないと捉えるのかどうか、というところがまず疑問に思いました。

それから2つ目ですね。飛びまして、資料の15ページ目。(3)の「東串良町の地域公共交通の役割」のところに、路線バス、デマンド交通、一般乗用タクシーの3つの役割を明記いただいておりますけども、地域間幹線系統について、下線で書かれているところですが、「地域公共交通確保維持事業を活用し」というのはこの通りが良いと思いますが、カッコ書きの中に、「地域間幹線系統補助・車両購入に係る補助」というような書き方をされています。こちらについて、車両購入に係る補助を活用することを具体的に想定されているかどうか。将来活用するかもしれないけど、まだわからないということであれば、ここのカッコ書きの部分は敢えて書かなくてもいいのではないかと思います。それから、デマンド交通についても国の補助の活用について役割のところと言及いただいた方がいいと思います。

関連して、(4)の必要性です。地域間幹線系統だけが書かれていますが、デマンド交通についても入れていただいた方が良くと思います。国の補助を活用する上で、具体的な記述が求められていますので、活用することを明記いただいた方がよろしいと思います。

それから、17ページ目。最初に発言した内容と関連するのですが、17ページ目の「その他」のところの最初のボツについて。「既存の交通事業者が運行業務を担うことを基本としつつ、地域の実状に応じて町民等が車両の運転を担う可能性についても検討する」とあります。これは例えば日本版ライドシェアや、公共のライドシェア、自家用車を活用した公共交通を見据えている文章かな、と思いました。そのように考えると、最初の発言の内容にあるように、1ページ目との整合が取れなくなります。計画の対象ということで入れていただいている公共交通の位置づけとの関連性が少しずれている、という風に思います。

すみません、長くなってしましますが、施策1-2の下にあるスケジュールのところですね。今年度、地域公共交通計画を東串良町様が作成されて、次年度に検討・調整を行い、令和8年度からデマンド交通の実証運行を行うスケジュールになっていますが、このスケジュール感で本当に大丈夫でしょうか。実証運行を行う場合には、前回協議会で説明させていただいた国の支援メニューの活用も検討できると思います。もちろん、東串良町様とタクシー事業者様との調整等も出てくると思いますが、例えばこの実証運行を令和7年度の年度途中から行うという形をとっていただければ、実証運行に関する支援も国の方から行うことができます。そのため、この実証のスケジュールについては、再度検討いただいた方がよいと思います。長くなりましたが、すみません。私からは以上です。

【委託業者】

ご質問ありがとうございます。まず1ページに関するご質問ですが、公共ライドシェアのような形になることも想定されますが、このページで伝えたいのは、今回の計画で対象としているのは、基本的に自力で乗降が可能な方を対象とした移動手段であるという趣旨になります。介助者の付き添いにより乗降が可能な場合は問題ないと思いますが、福祉的な交通とは区別して考える意図で、このような表現としております。

15ページについては、具体的な内容が決まっていなため、詳細な記述はしていません。しかしながら今後、緑ナンバーでの運行が厳しい場合には、日本版ライドシェアというよりは、公共ライドシェアのような形態での運行が考えられるため、一文を加えております。ただ、現時点では不透明ですので、詳細な記述としていないのが今の状況です。

スケジュールに関しては、ご指摘の通りだと思います。もし支援メニューを活用して進めるということになれば、修正が必要だと思います。どのようなスケジュールで進めて行くのか、後ほど町と相談させていただきます。

【委員】

1 ページ目の「計画の対象」という記載は、私は要らないと思います。こちらで公共交通の対象を限定してしまえば、この計画の中で取り組む内容は路線バス、一般乗用タクシー、バス廃止路線代替タクシー運行事業の3つに関する取り組みに限定されてしまうと思います。

今おっしゃったように、17 ページの「その他」に書かれている「地域の実状において町民等が」という書きぶりは、まさしく公共ライドシェアを検討するという趣旨での記載だと思います。タクシー事業者様で対応できない部分が生じてくると思いますので、対応できない部分をどのように補完するかが課題になります。その際に、町の福祉バスや人的な資源も含め、輸送資源を総動員して公共交通を維持確保していく方向性を目指すべきだと考えます。

最終的に公共ライドシェアの導入を検討しないといけない場合も起こり得ると思います。そうした状況を踏まえると、公共ライドシェアを公共交通の枠組みから除外することが適切なのかと疑問に思います。したがって、1 ページ目の5 番は要らないと思います。それ以外は特に問題ありません。

【委託業者】

ご指摘の通りですので、再度検討し、不要と判断した場合には該当部分を削除させていただきます。

【委員】

ただいま公共ライドシェアの話が出ましたが、タクシー業界としては、できる限り対応できるように取り組みますので、まずはタクシー事業者の活用を基本として検討いただければと思います。どうしてもタクシー事業者で対応できない場合に、公共ライドシェアなどを検討するのが適切なのではないかと考えているところです。よろしくお願ひいたします。

【委託業者】

「町民等が車両の運転を担う可能性についても検討する」と記載しておりますが、これまでの打合せ等を踏まえると、タクシー事業者様による運行をお願いする形になるのではないかと考えております。正式に決定したわけではございませんので、どちらの方向にも対応できるよう、このような表現にしております。

【委員】

諸々説明ありがとうございます。先ほどの意見に関連して、同じ組織内で相反するようなことを申し上げることになり申し訳ございませんが、1 ページの「計画の対象」自体を削除する必要は、私はないと思います。ただし、公共交通が路線バス、一般乗用タクシー、バス廃止路線代替タクシー運行事業の3つに限定されている点は問題であると考えます。計画の後半部分のように、状況に応じて公共ライドシェアが検討されるのであれば、最後に「等」を付け加える形で記載するのも一案かと思いま

す。要は、公共交通を3つに限定することが問題ではないかというのが意見の趣旨だと思いますので、そこは記載を検討いただければ良いのかなと思っています。

追加で、先ほどのタクシー協会様のご意見にも関連するのですが、17ページに「既存の交通事業者が運行業務を担うことを基本としつつ」とありますが、町内のタクシー事業者はK・T交通様1社のみとなっています。K・T交通様による対応が難しい場合、例えば近隣の串良町の事業者さんに打診するという、そのような考え方でよろしいですか。

また、18ページの目標1-2「乗り継ぎ環境の改善」の内容を拝見したところ、既存のバス停3か所に関する整備については触れられていないように思います。バス停の整備も含めた記載になっているのかどうか、確認させていただきたいと思います。あわせて、21ページの評価指標②について17ページとの整合をとっていただければと思います。

続いて、22ページの評価指標⑦の定義に「乗車体験会」と記載されていますが、19ページの目標3-1では特に触れられておらず、取組がいきなり出てきているように思います。施策と評価指標の間で若干整合がとれていない部分があるのではないかと気になりました。

最後に細かい点で恐縮ですが、14ページに戻っていただきたいと思います。14ページの下の方「5年後の公共交通ネットワーク」の部分についてです。凡例に「医療機関・商業施設が集積するエリア」と記載されており、図の中で一か所印がついていますが、柏原地区の医療機関は示さなくても良いのでしょうか。8ページの図表16では柏原地区への通院移動があるということだったので気になりました。以上です。

【委託業者】

ありがとうございます。1ページの計画の対象につきましては、記載方法について再度検討させていただきます。

14ページの「医療機関・商業施設が集積するエリア」については再度確認し、他ページとの整合をとれるように修正させていただきます。

17ページ、デマンド交通の運行についてですが、基本的には東串良町内で事業を営んでいるK・T交通様にご担当いただくのが筋だと考えております。ドアツードアのサービスを導入する場合、大なり小なり既存の一般乗用タクシーのお客様を奪うこととなりますので、その部分を委託費として相殺する形を考えています。タクシー事業者様にはデマンド交通の運行でも売り上げを上げていただくような仕組みを作ることが望ましいと思いますので、町外の事業者を招いて運用することは現時点では考えておりません。今後、ドライバーの確保が難しくなった場合には公共ライドシェアを検討する可能性もありますが、具体的に書きすぎると、実現しなかった場合に問題が生じるため、あえてぼんやりとした表現にしております。

町内の3つのバス停についても計画に含めるべきだと考えております。具体的な整備内容までは記載しませんが、バス停も含めていることがわかる書きぶりに修正いたします。

最後に、評価指標⑦はモビリティ・マネジメント施策全般を捉えられるような書きぶりに変更させていただきます。

【委員】

承知しました。ありがとうございます。

17ページに関する回答がありました。町としての計画ということで、町内の事業者さんを優先すべきという考え方はよく理解しております。しかし、一方で輸送の安

全は守らなければならない重要な要素です。公共ライドシェアのドライバーが安全をおろそかにしているとは全く思っておりませんが、日頃から安全の確保に取り組んでいらっしゃるタクシー事業者様の活用もご検討いただいた方が良いのではないかと考えております。現時点での話ですので将来的なことは不確定だと思いますが、そのような選択肢がある場合にはご検討いただければと思います。

あわせて、乗車体験会についてですが、利用促進の一步目として、広報も重要ですが、一度実際に利用していただくことが非常に大切だと思います。そのため、乗車体験会はぜひ実施していただければありがたいと考えております。表現を改めるというよりも、取組例の中に含めていただく方が良いのではないかと考えています。

地域公共交通計画は町の担当者が変わったとしても残る計画です。計画に記載されているかどうかで捉え方が変わってくると思います。効果が期待できる施策はできる限り計画に明記していただきたいと考えております。以上です。

【委託業者】

デマンド交通の運行に関しては、タクシー事業者様と協議し、計画作成段階での内容としてまとめさせていただきます。

また、乗車体験と似た取組として、デマンド交通を新たに導入した自治体では、利用促進を目的として1か月運賃無料などの施策を行う事例もあります。東串良町に適した利用促進策をご提案し、実施していければと考えています。

書きぶりについては、ご指摘いただいた内容を参考に修正させていただきます。

【委員】

公共交通の利用者の立場で質問させていただきます。先ほど、タクシー事業者がデマンド交通を運行するとおっしゃっていましたが、利用者はタクシーとデマンド交通をどのように使い分ければ良いのでしょうか。タクシー事業者は、ドアツードアのサービスを辞めてしまうのでしょうか。

【委員】

デマンド交通はある程度時間的な制限を許容して乗る公共交通になります。一方で、通常の一般乗用タクシーは電話で呼べば自宅まで来てくれて、いつでもどこへでも連れて行ってくれるような公共交通になります。それぞれの仕組みの違いはありますが、タクシー事業者が運行することは変わりません。

【委員】

ありがとうございます。理解しました。

【会長】

たくさんのご意見ありがとうございました。内容を修正し、パブリックコメントを実施する流れを想定しておりますが、パブリックコメント前に、修正版の計画書について委員の皆さんに周知される予定はあるのでしょうか。

【事務局】

本日いただいたご意見等を踏まえ修正した計画書については、パブリックコメント前に委員の皆様にご共有したいと考えております。

パブリックコメントについては、具体的な期間等について資料3を用いて後ほど説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

●事務局による説明

(3) その他

●質疑等

【委員】

パブリックコメントにかける資料は、もっと簡単な資料の方が良いと思います。現在の素案のように様々な内容が記載されていると、わかりにくいと思います。投書しやすい形に整えていただき、ぜひ見やすい資料をお願いしたいです。

【会長】

要点だけをまとめたような資料でしょうか。

【委員】

まさにおっしゃる通り、非常に重要な点だと考えます。情報発信の観点からも、交通計画が完成した後の話に繋がってくる部分です。委員の方々はこれまで資料を見てきているため理解できるかもしれませんが、一般の方が初めてこれを見たときには理解が難しいと思います。大事な点や、何を目指しているのかを整理し、数枚程度の簡潔な資料にまとめて意見を求めた方が、住民の方々から意見が出やすいのではないかと考えます。最終的な計画は町のホームページ等で公表されることになるかと思いますが、その際も同様に、わかりやすい形で発信することが重要だと思います。

【会長】

例えば、全体版と、概要版の2点をパブリックコメントに出す方法もあるということですね。住民の方の中には、概要版では繋がりがわからないため、計画全体を確認したいと感じる方もいらっしゃるかもしれません。

【委員】

全体版と概要版の両方を掲載していただいた方がわかりやすいと思います。

【事務局】

承知しました。それでは、ご意見を踏まえて、計画書全体の素案と、わかりやすくまとめた概要版の2点の資料でパブリックコメントを実施したいと思います。

【会長】

他に何かご意見はございませんか。

ないようですので、このような形で進めていくということでご了承いただけますでしょうか。

以上で、本日本日予定しておりました協議については、全て終了いたしました。皆様のご協力、そして貴重なご意見をありがとうございました。

●事務局による説明

4 その他

【事務局】

それでは、次第4の「その他」に移ります。事務局から今後のスケジュールについて

てお伝えいたします。

先ほどのお話と重複しますが、本日の協議内容等を踏まえまして、素案の追記、修正などの調整を行い、パブリックコメントを実施いたします。先ほどご意見をいただきましたように、概要版も併せて周知し、ご意見等をいただきたいと思います。

パブリックコメントの期間は2月25日までとしております。パブリックコメントの結果を踏まえ、計画を再度調整し、皆様に共有させていただきます。その後、3月上旬には最終的な計画承認を主な議題とする第4回目の協議会を開催予定ですので、よろしく願いいたします。

事務局からの連絡事項については、以上となりますが、他に協議事項以外で皆様から共有したい情報等はございますか。

特にないようでしたら、以上をもちまして第3回目の協議会を閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。